

(2) 介護サービス・在宅医療の提供体制の充実

1 介護サービスの提供体制の充実

高齢者の生活機能が低下し、介護が必要な状態になっても、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活するためには、切れ目のない多様な介護サービスの提供が必要です。

介護が必要な状態となった場合は、24時間対応や認知症対応の介護サービスなど、質の高い居宅サービスの提供が不可欠となることから、既存の居宅系サービスに加え、訪問・通所・宿泊を一体的に提供する小規模多機能型居宅介護や、医療的ニーズのある要介護高齢者に対応できる定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護といった新たなサービスの普及を促進し、在宅ケアの限界点を高めていきます。

また、介護保険サービスがその利用者の自立した生活に資するものとなるよう介護支援専門員(※3)に対するケアマネジメント支援(※4)を強化していくとともに、介護職員の人材確保・養成、介護家族への支援など、介護サービスの提供体制の充実を図っていきます。

【主な取組】

- ① 24時間対応型サービス等の新たな在宅サービスの理解を深めていく取組の実施
- ② 小規模多機能型居宅介護の普及の促進
- ③ 介護支援専門員や介護保険事業者等に対する研修体制の充実
- ④ 介護保険事業者の指導監督の推進
- ⑤ 介護職員の人材確保・養成（労働関係機関と連携しての研修、事業者への実地指導による介護職員の処遇改善等）
- ⑥ 家族介護への支援（介護保険サービスや家族介護教室等の充実）
- ⑦ 所得の低い人への配慮（保険料・サービス利用料の減免制度等の適正な運用）

など

※3：介護支援専門員 利用者と介護保険サービス、その他の保健・医療・福祉サービスの調整を図る援助者（ケアマネジャー）のこと。

※4：ケアマネジメント支援 ケアマネジメントは、対象者の自立支援の視点からニーズに合った適切なサービスが提供されるよう、課題分析、連絡調整、事後評価等の必要な援助を行うことをいうが、そのケアマネジメントが適切に行われるために行われる各種の支援のこと。

2 在宅医療の提供体制の充実

高齢化の進展により、長期にわたる療養や介護を必要とする慢性疾患患者の増加が見込まれることから、急性期医療からの早期かつ円滑な在宅への復帰を可能とする体制整備や在宅サービスの充実、在宅等での看取りの体制強化、在宅医療に関わるスタッフの確保など、地域包括ケアシステム(※2)の重要な構成要素である在宅医療の提供体制の充実に取り組んでいきます。

【主な取組】

- ① 市民への在宅医療の周知
- ② かかりつけ医を持つことの周知・啓発
- ③ 医療関係者への在宅医療に関する理解を深めるための活動の実施
- ④ 退院支援に係る病院の地域連携室等のネットワーク化の促進
- ⑤ 利用者の状態急変時に係る介護従事者の対応力の強化 など

3 在宅医療・介護の連携の推進

在宅医療・介護を一体的に提供する体制を検討するための「金沢市医療・介護連携推進協議会」を設置するなど、医療・介護従事者の協議・交流の機会を確保し、相互の専門性等を理解することにより「顔の見える関係」を構築していくとともに、地域における医療・介護等に関する社会資源にどのようなものがあるか関係者間で共有する取組などを推進していきます。

【主な取組】

- ① 医療・介護の連携に係る「顔の見える関係」づくりの推進
- ② 多職種連携研修ガイドライン(※5)を活用した研修の実施
- ③ 在宅医療連携拠点(※6)と地域包括支援センター(16ページ参照)の連携の強化
- ④ 高齢者を支える社会資源に係る情報の整理・集約
- ⑤ 高齢者を支える地域資源マップの作成

※5：多職種連携研修ガイドライン 医療や介護など各種サービスに関わる多様な専門職が互いに連携することについての理解を深めてもらうために作成されたガイドライン。多職種連携を推進するための研修等で活用する。

※6：在宅医療連携拠点 平成27年3月現在、市内においては、3つの拠点があり、在宅医療の推進に向けた多職種参加のワークショップ等が定期的に開催されている。